

富田林市教育委員会会議録

(令和 8 年度 7 月定例会)

令和 8 年 7 月 30 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和8年7月30日（木） 午後2時00分～午後2時30分まで	
2	場所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	森田 幸介
		委 員	大和 彩
	事務局	教育総務部次長兼教育総務課長	木下 治彦
		教育総務部次長兼教育指導室長	和田 剛
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	坂本 篤史
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	葉山 勉
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	木下 麻梨子
		教育総務課長代理（書記）	千種 広樹
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務部次長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

今回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和8年8月20日（木）の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、6月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、教育委員会顕彰「感謝状」について、令和8年第2回（6月）富田林市議会定例会の賛否一覧について、「中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の策定についての4件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、令和9年度使用教科用図書の採択について、富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての2件でございます。

それでは、水本教育長職務代理者、開会をよろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理者

それでは、令和8年度7月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、森田委員、よろしくをお願いいたします。

森田委員

よろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理者

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月6月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、4件の報告がございます。まず、報告第13号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が1件ございます。①について教育指導室のほうから説明をお願いします。

和田教育総務部次長

新たに承認申請のあった行事についての①ですが、行事名は、「激闘！ドリドリ団～奪われし天使の涙～」です。

主催は、株式会社ミライメイクで代表は鹿嶋 将博氏となります。内容は、謎解きを通してミライの仕事について考えるキャリア探究学習で、令和8年10月3日（土）～令和8年10月31日（土）までの期間で1時間ずつ3日間、オンライン参加型のイベントでZOOMによる開催となります。また、対象は小学生児童とその保護者、参加費は無料でございます。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

水本教育長職務代理者

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はございませんか。

水本教育長職務代理者

では、⑤の第31回富田林市人権フェスタの講演内容についてお教えください。

和田教育総務部次長 講演内容でございますが、大阪府立西成高等学校長 山田 勝治 氏より、「進路保障について」というテーマでお話いただく予定になっております。

水本教育長職務代理者 わかりました。他にご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 13 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 14 号 教育委員会顕彰「感謝状」について、教育総務課から説明をお願いします

木下教育総務部次長 それでは、報告第 14 号 教育委員会顕彰「感謝状」についてご報告申し上げます。報告第 14 号の功績調書をご覧ください。この度、「こどもの安全見守り活動」を 10 年以上続けてこられた方が小金台小学校区において 2 名いらっしゃいましたので、その功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき、感謝状贈るものです。以上で、ご報告とさせていただきます。

水本教育長職務代理者 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 14 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 15 号「令和 8 年第 2 回（6 月）富田林市議会定例会の賛否一覧」について、引き続き教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務部次長 続きまして、報告第 15 号をご覧ください。令和 8 年第 2 回（6 月）富田林市議会定例会において文化財課が上程しました議案第 43 号令和 8 年度大阪府富田林市一般会計補正予算（第 1 号）につきましては可決されましたことをご報告いたします。

水本教育長職務代理者 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 15 号につきましては、これで終わります。

最後に、報告第 16 号「中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の策定について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長 それでは、報告第 16 号「中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の策定につきまして、ご説明を申し上げます。令和 8 年度 2 学期より開始となります中学校全員給食におきまして、食物アレルギー対応を安全に行うことを目的に、マニュアルを策定いたしました。

策定までの経過としましては、教育委員会の附属機関である「富田林市中学校給食会」内に、学校、PTA 代表、医療・消防の関係機関、教育委員会等で構成する「アレルギー対応食検討部会」を設置し、全 8 中学校が統一的な対応を行うため、「中学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」を決定いたしました。あわせて、食物アレルギーの原因物質の中で献立に使用しない食品 11 品目と、生卵は提供しないこと、また、アレルギー対応食は、「卵」を除去した、除去食・代替食を提供することを決定し、これらの内容を踏まえて、「中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定いたしました。

次に、マニュアルの内容につきましては、2 ページと 3 ページの目次により概要をご説明させていただきます。4 ページには「食物アレルギー対応の基本方針」、5 ページから 8 ページには「基本方針についての解説編」を掲載し、9 ページから 11 ページには「食物アレルギーについて」、12 ページから 14 ページには「学校と学校給食関係機関の連携と役割について」、15 ページから 24 ページには「学校給食の対応について」、25 ページから 26 ページには、「食物アレルギーを有する生徒

の把握と対応について」を掲載し、27 ページ以降は、関係書類及び様式となっております。今後、アレルギー対応食の提供を含めて、食物アレルギー対応は、安全を最優先に、関係機関が連携して対応してまいります。以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理者

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大 和 委 員

マニュアルを拝見させていただきました。気になったのが、食物アレルギーが起きたときの対応でエピペンの記載がありますが、今年2月から注射ではない点鼻製剤ネフィーという製剤がアナフィラキシー対応で使えるようになっております。今後、もしかしたら注射ではないということで、主流になってくるかもしれませんので、エピペンという項目のところに点鼻製剤も追記して良いのかなと思います。あと、配膳や調理された方など、いろんな方がサインする項目の表がありますが、もし、どこかの署名が抜けていた場合、その日の対応策など、どのような想定をされていますでしょうか。

松葉学校給食課長

まず、ご指摘いただきました点鼻製剤につきまして、追記等必要な修正をしたいと思います。また、受渡確認表につきましては、署名されていない場合は、受け取った者が署名するべき者へ確認することになります。

大 和 委 員

サインをしようとして、前の方のサインがなかった時、例えば、調理の方のサインがない状態で来てしまった場合、確認できているかどうか分からない食事ということになると思いますが、その時はどういう対応になりますか。

松葉学校給食課長

その時は受け取った配膳員が、アレルギー対応食責任者・調理員に対して、署名漏れについて確認をとることとなります。

大 和 委 員

もし、確認が取れなかった場合の対応はどうなりますか。確実にこれを入れまし、これを置きましたというときにサインしていないものを、後から聞いてもわからないように思います。もし確認が取れない場合は、その該当の生徒さんにはその食事を提供しないことになるのか、そういったところの実運用としての想定はどうなっていますか。

松葉学校給食課長

署名漏れについて、もしも確認が取れない場合には、提供しないことになると思いますが、実運用の想定について、いただいたご意見を踏まえまして、しっかり固めて対応していきたいと思います。

水本教育長職務代理者

大和委員の質問があった部分というのは、大変大切な部分です。確認のとれていないものを、子どもにアレルギー対応の食事として提供することは、あってはならないことなので、もう一度、実運用の部分を想定した対応を検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理者

他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

森 田 委 員

マニュアルの別紙6 緊急時個別対応票についてですが、少しわかりづらい部分がありますのでお聞きします。右下の保護者への情報伝達の2番にあるような、応じて医療機関へ状況連絡し、など、3番5番にもあるこの応じてというのは何に対するものでしょうか。

松葉学校給食課長

必要に応じてかと思います。

水本教育長職務代理者 これを見ますと、1. 食物アレルギー症状が現れたことと記載されているので、必要に応じてというよりも、症状が現れたことに応じてという理解ではないでしょうか。

松葉学校給食課長 失礼いたしました。症状に応じてということになります。

水本教育長職務代理者 ということは、応じてというのももう少しわかりやすくしてもらったほうがいいですね。

松葉学校給食課長 分かりやすい表記となるように修正してまいります。

大 和 委 員 同じ項目で、症状が現れてからエピペンを使用することの了承を保護者へ得るとなると少し遅いと思いますが。

水本教育長職務代理者 従前の対応で言いますと、エピペンの使用について保護者への了承はとっていませんでした。処方されている場合は、預かっていたか、子ども自身が持っていて、緊急時の場合、教員は速やかに使用するという事で対応していたと思いますが。

松葉学校給食課長 当初、個別面談の中でエピペンの使用についても、保護者と学校で使用をどうするか確認されます。

水本教育長職務代理者 当初の部分ということですね。一連の流れでいうと、症状が現れたときの中に入っているように見えますが、当初に子どもさんについて配慮が必要なことなどを聞き取りする中で、冒頭に緊急時には使用するという確認を取っておくということですね。

松葉学校給食課長 確認は取りますが、緊急時においても保護者の方に了承を得るという場合もあるかと思います。

水本教育長職務代理者 それでは対応が遅れると思います。エピペンを使用する場合の校内研修の中でも、児童生徒がエピペンを保健室に預けている、或いは児童生徒が常時持っている場合などで、症状が現れた時にはすぐに使用することと伝えていると思います。

松葉学校給食課長 そこは確認をし、必要な修正をしたいと思います。

水本教育長職務代理者 最初に、食物アレルギーへの対応で、保護者への確認、エピペンの使用等について保護者の了承を得るというのは、初期の対応として大切なことと思いますが、使用時についてのことは、もう一度確認をしていただきたいと思います。

水本教育長職務代理者 他にご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 16 号につきましては、これで終わります。

 続きまして、日程第 4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、2 件の議案がございます。

 はじめに、議案第 21 号「令和 9 年度使用教科用図書の採択」について、教育指導室から説明をお願いします。

和田教育総務部次長 それでは、議案第 21 号「令和 9 年度使用教科用図書の採択」についてご説明いたします。資料をご覧ください。令和 9 年度の本市立小・中学校の教科用図書につきまして、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第 14 条の規定により、小学校は令和 5 年度に、中学校は令和 6 年度に採択され、現在使用している教科用図書と同一のものを採択するものとなっております。資料を 1 枚おめくりください。児童生徒の視機能の状況等を鑑み、学校教育法附則第 9 条に基づきまして、

記載の拡大教科書を教科用図書として採択下さいますようよろしくお願いいたします。
す。以上でございます。

水本教育長職務代理人

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 21 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 22 号「富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

和田教育総務部次長

それでは議案第 22 号「富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。まず、最初に資料の訂正がございますので申し上げます。資料議案第 22 号と右肩にある資料の第 3 条の 2 の見出しを「（教諭（指導選任）等）」に改め、とございますが、選任の選の字が誤っております。その 2 行下に専門の専という字がございます。こちらの字になりますので、訂正の方お願いいたします。申し訳ございません。それでは説明を続けさせていただきます。今回の規則改正の理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、学校教育法において主務教諭が創設されたことから「富田林市立小学校及び中学校等の管理運営に関する規則」におきまして所要の改正を行うものです。次に改正の内容でございますが、学校教育法におきまして、「児童等の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」主務教諭を置くことができるとなりましたことから、その条文に合わせ、主務教諭の位置付けを追加するものでございます。また、主務教諭という職の設置自体は、学校教育法で規定されていることから、当該管理運営規則で改めて「設定する」とした規定は設けず、本市としては、関係する条項に主務教諭という職を追加することで、設置することを示しております。なお、この規則は令和 8 年 8 月 1 日から施行を予定するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水本教育長職務代理人

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 22 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

それでは、令和 8 年度 7 月の定例教育委員会会議を終了いたします。